

観音寺市学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市学校給食センターにおける学校給食の用に供する物資（米、麦、パン及び牛乳を除く。以下「学校給食物資」という。）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成)

第2条 市長は、学校給食物資を調達するに当たっては、観音寺市学校給食物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。

2 市長は、名簿に登録された納入業者から学校給食物資を調達するものとする。ただし、緊急を要するときその他市長が給食を提供するためにやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(名簿登録の要件)

第3条 名簿に登録できる納入業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 立地条件 次のいずれにも該当する場合

ア 香川県内に営業所等があること。

イ 工場、店舗、販売所等の固定した営業施設を有していること。

(2) 衛生状況 次のいずれにも該当する場合

ア 従業員の健康管理が十分に行われていること。

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づき、衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と衛生管理が徹底されていること。

ウ 法第55条の規定による許可（以下「営業許可」という。）を受けている食品販売及び食品製造業者にあつては、保健所の食品衛生監視票の採点数が良好であること。

(3) 対応能力 次のいずれにも該当する場合

ア 学校給食物資の納入に関し、衛生的で温度管理等の適正な輸送設備を有し、指示どおりの期日、時刻及び場所に所要の数量を確実に納入することができること。

イ 特別な理由により学校給食物資を返品する必要がある場合は、原則としてその返品に応じられること。

ウ 特別な理由により学校給食物資の種類、数量、期日及び時間に変更が生じた場合は、原則としてその変更に応じられること。

エ 納入された学校給食物資に不良品がある場合は、直ちに交換ができること。

オ 学校給食物資の数量の確認が必要な場合は、その確認ができること。

(4) 信用状況 次のいずれにも該当する場合

ア 事業経歴が適正であり、かつ、経営状態が良好であること。

イ 法その他食品に関する法令の規定が遵守されていること。

ウ 引き続いて2年以上の営業実績を有していること。

エ 国、県及び市に納付すべき税金を滞納していないこと。

(登録申請手続)

第4条 名簿への登録を希望する納入業者（以下「登録希望業者」という。）は、観音寺市学校給食物資納入業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 完納証明書

(3) 財務諸表など経営状態が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 登録希望業者が営業許可を受けている場合は、登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 食品販売及び食品製造業者の場合にあっては、食品衛生監視票の写し

(2) 営業許可を受けていることが確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 登録希望業者が法第57条の規定による届出（以下「営業の届出」という。）をしている場合は、登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業の届出をしていることが確認できる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の登録申請書及び前3項に規定する添付書類の提出期間は、令和9年以降2年ごとに到来する年（以下「基準年」という。）の1月4日から同月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、特別な事由があると認められる者については、必要に応じ市長に登録申請書を提出することができる。

（登録業者の決定）

第5条 市長は、第4条第1項の規定による申請があった場合は、登録の可否を審査し、その結果を、観音寺市学校給食物資納入業者登録結果通知書（様式第3号）により、登録希望業者に通知するものとする。

（登録有効期間）

第6条 登録有効期間は、基準年の4月1日から起算して2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第5項の規定により登録申請書を提出した場合における登録有効期間は、名簿に登録された日から最初に到来する基準年の3月31日までとする。

（登録内容の変更等）

第7条 名簿に登録された納入業者（以下「登録業者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき、又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、観音寺市学校給食物資納入業者登録変更届出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第8条 登録業者は第3条に規定する基準に該当しなくなったときは、その資格を喪失する。

2 市長は、登録業者が誠実に学校給食物資を納入しないことその他の理由により不適格業者と認められたときは、登録を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

（令和7年度における申請期間等の特例）

2 令和7年度における納入業者の登録に係る第4条第4項の規定の適用については、同項中「令和9年以降2年ごとに到来する年（以下「基準年」という。）の1月4日から同月31日まで」とあるのは「令和7年5月1日から同月31日まで」とする。

3 令和7年度における登録業者の登録有効期間は、第6条の規定にかかわらず、令和7年7月1日から令和9年3月31日までとする。

（準備行為）

4 この要綱に定める納入業者の登録のために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

年 月 日

観音寺市長 宛て

住所
商号
又は名称
代表者
電話番号
FAX

印

観音寺市学校給食物資納入業者登録申請書

観音寺市学校給食物資納入業者として登録を受けたいので、観音寺市学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

納入希望の品目名 (該当する番号を○で囲んでください。)		1 野菜類 2 果実類 3 加工食品 4 鳥獣肉類 5 魚介類 6 卵 7 肉加工品 8 練製品 9 豆腐 10 こんにゃく 11 海産物 12 乳製品・デザート 13 乾物類 14 調味料 15 油脂類			
		上記以外の品目（ ）			
夜間休日等の緊急連絡先		氏名 電話(携帯)			
営業状況	業態	☐ 生産 ☐ 加工 ☐ 卸売 ☐ 小売 ☐ 製造			
	営業区分	☐ 本社 ☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 営業所 ☐ 出張所 ☐ その他			
	営業開始年月日		資本金		
	従業員数	(1) 事務関係 (内)人 (2) 販売関係 (内)人 (3) 製造関係 (内)人 (4) 輸送関係 (内)人 ※ () 内には、学校給食物資に直接関係する者の数を記入する。			

	主 な 仕 入 れ 先	仕 入 先 名		物 資 原 材 料 名	
	直 近 1 年 間 の 主 要 販 売 実 績	品 名	金 額	納 入 先	
輸 送 能 力 (直営か委託に○をつけてください。)		直営・委託（委託の場合は委託業名） 配送車 台 うち保冷車 台			
施 設 概 要	店 舗 ・ 倉 庫 の 面 積	店舗 m ² 倉庫 m ²	工場 m ²		
	冷蔵庫等の容量	冷蔵庫 (容量 L) 冷凍庫 (容量 L)			

添付書類

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 完納証明書
- 3 財務諸表など経営状態が確認できる書類
- 4 食品衛生監視票の写し（食品衛生法による許可営業者のうち、食品販売及び食品製造業者のみ）
- 5 営業許可を受けていることが確認できる書類の写し（食品衛生法による許可営業者のみ）
- 6 営業の届出をしていることが確認できる書類の写し（食品衛生法による届出営業者のみ）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

- 1 観音寺市学校給食物資納入業者として登録された際は、学校給食が児童等の健全な発育と観音寺市の教育に果たす役割を深く認識し、公正な契約の成立を阻害するための談合や、職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為は一切行いません。
- 2 営業施設の施設設備及び給食物資の衛生管理並びに職員の健康管理には十分注意します。
- 3 観音寺市学校給食物資納入業者の登録に関する要綱その他関係例規を遵守し、市長の指示に従い、誠実に業務を履行します。
- 4 納入物資の数量不足及び規格の不適合が生じたときは、責任をもって対処します。
- 5 万が一、納入した学校給食物資に異物混入等の異常事態が生じたときは、原因究明、再発防止等について誠実に対応します。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員とは一切関係がありません。

年 月 日

観音寺市長 宛て

住 所

商 号

又は名称

代表者名

印

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

様

観音寺市長 印

観音寺市学校給食物資納入業者登録結果通知書

観音寺市学校給食物資納入業者として登録を [承認
不承認] とします。

記

1 登録有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認の場合の理由

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

観音寺市長 宛て

住 所
商 号
代表者名 印
電 話
F A X

観音寺市学校給食物資納入業者登録変更届出書

下記のとおり変更があったので、観音寺市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	